

## 災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉ドローン協会（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機を利用した協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、乙に属する者及び乙の責任において任命する者による無人航空機を使用した被災地における初動情報の収集活動、広報活動及びその他必要と認められる活動に関する協力（以下「無人航空機による活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、無人航空機による活動の必要が生じた際は、乙に対し要請を行う。

2 乙は、前項の要請に基づき、次の各号に掲げる内容（以下「本活動」という。）について、乙の活動に支障のない範囲において協力する。

- (1) 乙は、無人航空機による初動情報の収集活動によって得られる画像（動画を含む。）情報（以下「データ」という。）を甲に提供する。
- (2) 乙は、甲の提供する広報文を、無人航空機に搭載するスピーカーを用いて空中放送する。
- (3) 乙は、前2号に掲げる内容の他、災害時等において必要と認められる活動について協力する。

3 甲は、乙が本活動を的確に行うために必要と認められるときは、甲の所有する通信手段・無線機器・電源・用地・道路・施設・車両の使用等について、甲の災害応急活動に支障のない範囲で乙に貸与及び使用を許可するものとする。

4 乙は、乙の所有する無線機器等を甲の要請と必要に応じ、甲に貸与する。また、甲に貸与した無線機器等について、無線機器等の操作方法の支援を行うものとする。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、本活動の協力要請の必要が発生した場合、乙に対し書面（別記様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、関係機材の保有状況及び災害による被害状況等を考慮の上、本活動の実施の可否を甲に回答するものとする。

### （実施の報告）

第4条 乙は、甲に対し、本活動実施後、甲の指定する期日に遅滞なく、書面により本活動

の実施状況等を報告するものとする。

- 2 乙は、本活動の実施内容に関する甲からの要請に対し、誠意をもって対応するものとする。

#### (費用の負担)

第5条 甲は、第2条第3項に掲げる協力を要した費用について、無償とする。

- 2 乙は、第2条第2項各号及び第3項に掲げる協力を要した費用について、無償とする。
- 3 甲からの要請に基づき、乙が前項以外の活動を実施した場合に要する費用については、甲乙協議の上算出し、定めた期日に遅延することなく甲から乙に支払われるものとする。

#### (連絡責任者)

第6条 甲乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし相互に確認するものとする。

#### (データの取扱い)

第7条 乙は、無人航空機による初動情報の収集活動によって得られたデータを収集後速やかに甲に提出するものとする。

- 2 甲が、前項により提供されたデータを報道機関等に提供するときは、あらかじめ乙に連絡の上、承諾を得なければならない。
- 3 乙は、不慮の事態により収集したデータを消失した場合、その責を免れるものとする。

#### (損害の負担)

第8条 本活動の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙にて協議し誠意をもって対処するものとする。

#### (秘密の保持)

第9条 乙は、本協定に関して知り得た甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

#### (有効期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定の締結の日から一年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の意思表示がないときは、本協定はさらに1年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

#### (疑義の決定等)

第11条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を各自保有する。

令和2年8月5日

(甲) 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷 俊人

(乙) 千葉県船橋市習志野台5-28-8  
一般社団法人 千葉ドローン協会  
代表理事 柳沢 昭次

様式第1号

## 災害時における無人航空機による活動協力に係る要請書

年 月 日

一般社団法人千葉ドローン協会

様

千葉市長

災害時における無人航空機による活動協力に関する協定書に基づき、下記のと通りの支援を要請いたします。

### 記

#### 1 要請の内容

該当に○	要請項目	内容等
	(1) 指定地域における初動 情報収集活動協力及び 収集データの提供協力	
	(2) (1) 以外の活動協力	

#### 2 千葉市担当者

担当部署・担当者名	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス等)
〇〇部・〇〇〇課・〇〇〇〇	*** - *** - ***

#### 3 その他必要事項等

〇〇〇〇
------